

第 1 1 次
吉川市交通安全計画
(令和 3 年度から令和 7 年度)

令和 3 年 1 1 月

吉 川 市

はじめに

吉川市では、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降、5年ごとに10次にわたり「吉川市交通安全計画」を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、さまざまな交通安全対策を積極的に実施してきました。

その結果、令和2年から増加傾向にあった市内の交通事故による負傷者数は、平成16年をピークに減少を続けており、令和2年にはピーク時の3分の1の水準にまで減少しました。

しかし今後、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加や高齢ドライバーの増加、道路形態の変化、自動車を利用した余暇活動の増大等に伴った道路交通量の増加が考えられることから、交通事故負傷者数が増加する可能性を否定できません。また、特に近年は自転車利用者による重大事故が問題視され、新たに罰則が設けられるなど、自転車マナーの周知・徹底が急務となっています。

このような情勢の中、交通事故の防止には、関係行政機関、関係民間団体、さらには、市民一人ひとりが取り組まなければなりません。

そこで、このたび、社会情勢等の変化を踏まえつつ、本市における交通事故の特徴に対応した総合的・長期的な交通事故防止対策をより一層推進するため、「第11次吉川市交通安全計画」を策定しました。

この計画は、「人優先」の交通安全思想を基本に、「高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「自動車の交通事故防止」を重点課題とし、これらの課題に即した交通安全対策の方向を示すとともに、関係機関・団体が連携して各種施策を推進するものです。

目 次

第1章 計画の構想	1
第2章 交通安全計画	1
第1節 道路交通事故の状況と交通安全対策の方向	1
1 道路交通事故の状況	1
2 交通安全対策の方向	2
3 交通安全計画における目標	2
(1) 計画の目標	2
(2) 目標数値の根拠	2
4 交通安全計画における重点施策	3
(1) 高齢者の交通事故防止	3
(2) 自転車の安全利用の推進	3
(3) 自動車の交通事故防止	3
(4) 歩行者優先の徹底の推進	4
第2節 交通安全のための施策	4
1 人と環境に優しい道路交通環境の整備	4
(1) 交通安全施設等の整備	4
ア 道路の整備	4
イ 交通事故多発地点等の整備	4
ウ 通学路の整備	4
エ 信号機の整備促進	5
(2) 交通規制の強化促進	5
(3) 違法駐車防止の推進	5
(4) 自転車駐車対策の推進	5
2 交通安全思想の普及徹底	5
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	5
ア 幼児に対する交通安全教育	5
イ 小学生に対する交通安全教育	6

ウ	中学生に対する交通安全教育	6
エ	高校生や成人に対する交通安全教育	7
オ	高齢者等に対する交通安全教育	7
カ	障がい者に対する交通安全教育	7
キ	外国人に対する交通安全教室	7
(2)	自転車の安全利用の促進	7
ア	自転車用ヘルメット着用の徹底	7
イ	自転車の安全利用の周知・徹底	8
ウ	自転車の交通安全教育の実施	8
エ	自転車の安全性の確保	8
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	8
ア	交通安全運動の推進	8
イ	シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	9
ウ	飲酒運転根絶	9
エ	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	9
オ	交通安全に関する広報の徹底	9
カ	交通安全団体等の主体的活動の推進	9
キ	交通事故被害者の援護の推進	10
別表	交通事故（人身）発生状況	11

資料編（市内統計）

資料1	市内の交通事故発生状況
資料2	市内の年齢別負傷者数
資料3	市内の状態別負傷者数
資料4	市内の年齢別・状態別負傷者数（令和2年）
資料5	市内の曜日別人身事故件数（令和2年）
資料6	市内の時間別人身事故件数（令和2年）

第1章 計画の構想

交通安全計画は、人命尊重の理念の下、交通事故による死傷者をなくすため、国の交通安全基本計画及び県の交通安全計画を踏まえて、「交通社会を構成する人間」と「人間や車両が活動する場としての交通環境」という二つの視点に立って、社会情勢の変化に応じた、有効で適切な方策を総合的に検討し、策定しなければなりません。

このような観点を踏まえ、第11次吉川市交通安全計画（令和3年度～7年度）は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び第11次埼玉県交通安全計画に基づき、関係機関が一体となって適切かつ実現可能な交通安全計画とします。

第2章 交通安全計画

第1節 道路交通事故の状況と交通安全対策の方向

1 道路交通事故の状況

市内の交通事故による負傷者数は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成16年をピークに減少傾向に転じています。また、交通事故死者数は全国的に減少しており、その要因としては、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及・進展や救急医療の発展等による事故減少への貢献が挙げられます。従来であれば死亡事故に至るような場合であっても重傷に留まる事故も少なくありません。

しかし今後、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加や高齢ドライバーの増加、道路形態の変化、自動車を利用した余暇活動の増大等に伴った道路交通量の増加が考えられることから、交通事故負傷者数が増加する可能性を否定できません。また、市内における交通事故死者数は、第10次吉川市交通安全計画（平成28年から令和2年）の期間中に8人となり、第9次（平成23年から27年）の期間中の4人と比較して2倍に増加しています。特に令和2年は4人もの方が亡くなっており、その中でも10月から12月の3ヵ月間で3件の死亡事故が発生したことから、令和2年12月25日から令和3年3月24日まで「市町村交

通事故防止特別対策地域」に指定され、埼玉県・吉川市・吉川警察署と連携し、横断幕等の設置や交通事故の多い交差点での立哨活動、街頭での啓発活動など積極的な交通事故防止活動を実施しました。

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数や自動車走行台数がともに増加することが見込まれます。また、このような道路交通の量的拡大に加え、道路形態の質的变化も一層進むことが見込まれますので、これらに十分対応できる総合的な交通安全対策を積極的に推進していく必要があります。

なお、近年の道路交通事故による負傷者数をみると、高齢者の占める割合が増加しており、状態別では、自動車以外の自転車による事故が占める割合が増加傾向にあります。特に自転車利用者による重大事故は社会的に問題視され、新たに罰則が設けられるなど、自転車マナーの周知・徹底が急務となっています。

2 交通安全対策の方向

量的・質的に変化していく道路交通を背景とした厳しい交通事故状況に対処していくためには、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、市民が安心して通行でき、安全かつ円滑・快適な交通社会を目指して、交通事故の実態に十分対応した交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

このため、交通安全施設整備の充実、生涯にわたり幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の一貫性の確保及び家庭、学校、職場、地域等の教育に関する相互の連携を図るとともに、広報活動の充実を実情に則して積極的に進めていきます。

3 交通安全計画における目標

(1) 計画の目標（令和7年度まで）

年間の交通事故死傷者数を169人以下とします。

(2) 目標数値の根拠

交通事故死傷者数は平成27年の299人に対して、令和2年は187人と年々減少しており、本計画期間中においても、令和2年比10%減少を目指します。

4 交通安全計画における重点施策

(1) 高齢者の交通事故防止

本市では、高齢者の交通事故死傷者数に占める自転車及び自動車利用者の割合が高く、今後についても、高齢化の一層の進展により高齢者の関係する事故の増加が予想されることから、主として自転車及び自動車等を交通手段として利用する場合の対策を推進します。

また、近年は高齢ドライバーによる重大事故の発生などが社会問題となっており、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があることから、高齢者が運転する場合の安全運転を支える取組みを推進します。その他、加齢に伴う身体機能や認知能力の低下を知っていただき、安全運転への意識を高めていただくとともに、自主的な運転免許証の返納を促す啓発活動を推進します。

(2) 自転車の安全利用の推進

自転車は移動手段として広く利用される一方で、自転車の関係する事故が多発しています。本市では、自転車事故件数は減少傾向にありますが、全人身事故に占める自転車事故の割合は高いという特徴があります。

加えて、近年、自転車利用者による重大事故が社会的に問題視され、新たに罰則が設けられるなど、自転車マナーの普及・啓発が急務となっていることから、幅広い市民を対象とした普及啓発活動や街頭指導を推進します。

また、児童や高齢者が自転車乗用中に巻き込まれる交通事故を防止するため、今後さらに交通安全教育を推進するとともに、関係団体と連携し、自転車の正しい乗り方に関する交通安全教室や出前講座等を推進します。

(3) 自動車の交通事故防止

県内の交通事故件数は、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及も一助となり年々減少傾向にありますが、交通事故死傷者の原因の約4割を占めている自動車運転中の交通事故を防止するため、関係団体等と連携した交通安全運動街頭キャンペーンをはじめ、自動車運転者を対象とした街頭指導を推進します。

(4) 歩行者優先の徹底の推進

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を徹底させるため、交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転手に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自ら安全を守るための交行動を促すための交通安全教育等を推進します。

第2節 交通安全のための施策

1 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

交通安全施設等の整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を減らす観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を重点的に実施します。

ア 道路の整備

歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう路面標示等による安全対策及び歩行空間の確保、広い路肩など既存の道路幅員を活用した自転車レーンの設置を推進します。また、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理などを推進します。

イ 交通事故多発地点等の整備

交通事故多発地点等について、吉川警察署や関係機関等と道路診断などを実施し、道路反射鏡や道路の路面標示、標識の設置、また夜間の事故防止のための道路照明施設等の整備を推進します。

ウ 通学路の整備

児童の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレールなどの交通

安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検を実施し、使用者の視点からの交通安全対策を推進します。

エ 信号機の整備促進

交通危険箇所や信号機による交通規制が必要な箇所について、信号機の設置・見直しを吉川警察署に積極的に働きかけ整備促進を図ります。

(2) 交通規制の強化促進

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、地域の特性に応じた交通規制を吉川警察署及び関係機関に働きかけ、交通規制の強化促進に努めます。

(3) 違法駐車防止の推進

交通渋滞や交通事故の原因となる違法駐車を防止するため、関係機関に取り締まりの強化を要請するとともに、広報・啓発活動を行うなど違法駐車防止を推進します。

(4) 自転車駐車対策の推進

歩道通行の妨げや犯罪の誘因ともなる放置自転車等の問題解決を図るため、自転車利用者に対する意識の啓発をします。また、駅周辺及び道路に放置されている自転車等について整理、撤去、所有者への返却等対策を図ります。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、市民一人ひとりが自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守に努める社会を築くことを目的としています。それには交通安全思想の普及徹底し、相手の立場を尊重する、他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成する必要があるため、人の成長過程などに合わせ、生涯にわたり交通安全教育の推進を図ります。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身に付けさせるとともに、日常生活において道路を安全に通

行するための基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育所等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力しながら、計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じて歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味と必要性について重点的に交通安全教育を実施します。

これらを効果的に実施するため、吉川警察署及び関係団体等と連携して交通安全教室を実施するほか、子ども自転車運転免許制度などの参加・体験・実践型教育を促進します。

さらには、交通ボランティアによる通学時の安全な通行の指導、保護者を対象とした研修会等を実施します。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、保健体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等教育活動全体を通じて、歩行者の心得、自転車の安全利用、自動車等の特性、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

これらを効果的に実施するため、吉川警察署及び関係団体等と連携して交通安全教室などを実施します。

エ 高校生や成人に対する交通安全教育

高校生や成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心とし、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識や技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故被害者・加害者双方の心情など交通事故の悲惨さに対する理解や、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

これらを効果的に実施するため、吉川警察署及び関係団体等と連携して交通安全教室などを実施します。

オ 高齢者等に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行中や運転中の交通行動に及ぼす影響への理解をしてもらえるよう、長寿会等の関係団体と連携し、継続して啓発活動を実施します。

また、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得する機会を設けるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の活用を促進します。

カ 障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

キ 外国人に対する交通安全教育

国際化の進展により、本市に居住・就業する外国人の増加が続くなか、日本の交通事故実態、交通ルールを多言語のパンフレット等を活用して紹介するなど、広報活動を実施することにより、外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

(2) 自転車の安全利用の促進

ア 自転車用ヘルメット着用の促進

自転車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努めるため、すべての年齢層の自転車利用者に対し、機会を通じて着用の普及・推進を図ります。

イ 自転車の安全利用の促進

自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、歩行者に配慮した通行や車両としてのルールを遵守するなど、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発に引き続き取り組みます。

自転車が道路を通行する際における、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの運転の危険性を周知し、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、早めのライト点灯と反射材の活用を促進します。

ウ 自転車の交通安全教育の実施

子どもや高齢者に対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進し、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を促進します。

また、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進し、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合においてシートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

エ 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済の充実を図るため、損害賠償責任保険などの各種保険への加入を促進します。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

国、地方公共団体、民間交通安全団体等が一致協力して行われる春・秋の全国交通安全運動と、県下一斉に行われる夏・冬の交通事故防止運動を展開します。また、交通事故等の実態を踏まえ、市・吉川警察署・交通安全協会・各種

交通安全団体等が一致協力して、効果的な運動を展開します。運動の実施に当たっては、創意工夫を加え、地域住民の自主的な参加を得て、活発な活動及び推進体制の強化を促進します。

イ シートベルト及びチャイルドシート着用等の促進

シートベルト及びチャイルドシート着用の効果、正しい使用方法などについて理解を深め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

このため、関係機関団体と連携し、あらゆる機会を通じて、着用啓発等推進キャンペーンを積極的に実施します。

ウ 飲酒運転根絶の促進

飲酒運転を根絶するため、吉川警察署及び関係団体等とともに、広報啓発活動を推進し、自動車・自転車等すべての運転者に対し飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

エ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の促進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材の普及、特に高齢者に対する明るい服装等の着用効果に関する広報啓発を促進します。

オ 交通安全に関する広報の推進

交通安全に関する広報については、市民の交通安全に対する意識と関心を高めるため、広報よしかわやインターネット等の様々な媒体を活用し、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報など、具体的で訴求力の高い広報を積極的に実施します。

また、広報車両による活動も市街地を中心に交通安全運動期間のほか定期的に実施します。

カ 交通安全団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする交通安全団体等については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、吉川市交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう活動の展開を図ります。

キ 交通事故被害者の援護の推進

埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の給付事業について広報活動を行うとともに、同制度の活用を促進します。

また、埼玉縣市町村交通災害共済制度について広報活動を行うとともに、加入促進を図ります。

別 表

交通事故（人身）発生状況（各年次）

項 目	事故発生件数		死亡者数		負傷者数	
	吉川署管内	吉川市	吉川署管内	吉川市	吉川署管内	吉川市
平成 1年	758	163	16	7	981	196
2	606	131	23	4	803	179
3	684	166	19	5	929	228
4	877	241	18	3	1,136	313
5	1,074	246	12	2	1,390	332
6	1,095	235	17	2	1,396	301
7	1,142	280	20	4	1,434	357
8	1,318	322	18	2	1,714	410
9	1,407	348	11	7	1,732	432
10	1,334	339	11	3	1,679	445
11	1,357	353	11	6	1,646	427
12	1,521	406	19	7	1,850	480
13	1,512	402	13	5	1,848	497
14	1,431	396	14	4	1,703	483
15	1,487	397	13	6	1,807	478
16	1,512	423	5	2	1,853	525
17	1,626	356	14	5	2,075	427
18	1,514	337	9	4	1,938	411
19	1,391	356	6	3	1,652	416
20	1,235	304	10	1	1,493	368
21	1,210	291	5	1	1,523	368
22	1,327	296	4	0	1,716	354
23	1,111	243	7	1	1,382	294
24	1,141	257	8	0	1,467	313
25	1,050	231	10	1	1,406	291
26	1,035	235	10	1	1,339	292
27	1,068	250	8	1	1,301	298
28	989	239	3	1	1,218	291
29	890	197	6	0	1,086	247
30	837	189	12	3	990	216
令和 1年	703	181	4	1	864	228
2	579	152	10	4	692	183

数字は高速道路を含む件数・人数